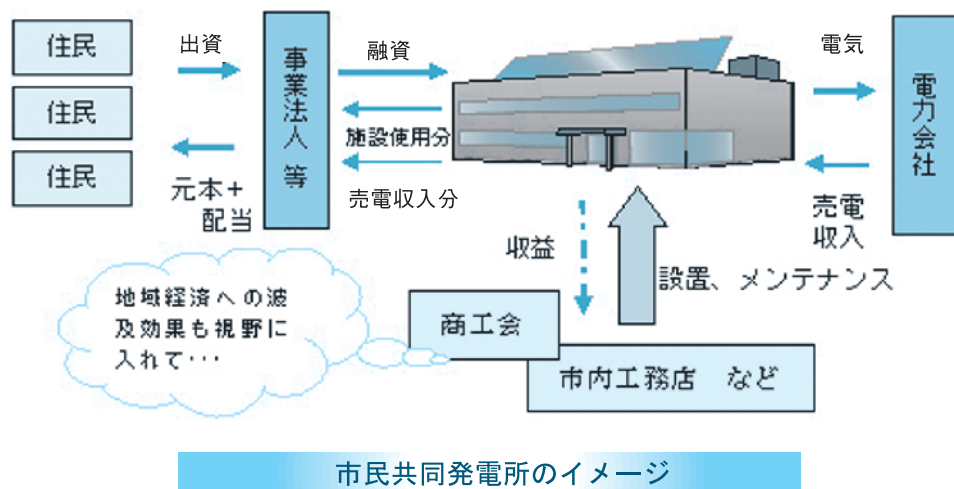


資料4 地域エネルギー事業の展開方式

1. 市民共同発電方式

市民共同発電方式は、市民が資金を出し合って太陽光発電や風力発電などの発電設備を設置するもので、資金を出した市民が発電した電力を電力会社に売った、いわゆる売電収入から一定の配当を受け取る仕組みである。

日本では買い取り価格が太陽光発電の発電単価を下回るため、採算はとれないものの、ドイツなどでは再生可能エネルギーからの電力が採算のとれる価格で買い取られるため、こうした出資が株式や債券を買うのと同様の“投資”として成立するようになってきている。そのため共同出資による風車や、太陽光発電設備の建設が盛んに行われている。



日本では、北海道や東北で共同出資による風力発電施設の建設が行われている。また、太陽光発電設備と省エネルギー（ESCO）を組み合わせた事業も、長野県飯田市で展開されている。

(1) 匿名組合出資による市民共同出資

匿名組合とは、当事者の一方（匿名組合員）が相手方（営業者／事業法人等）の営業のために出資して、その事業で生じる損益分配を約束する契約のしくみのことであり、「組合」とはいうものの匿名組合は団体ではない。匿名組合員の出資は事業を行う営業者の財産となり、組合員は事業の運営を営業者に任せることになる。また、組合員は出資した額を限度として有限責任を負うとともに、営業者から出資割合に応じて損益の分配を負うことになる。